別表第2(第5条関係)

届出を必要とする図書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 様式 | 備考 |
| 国頭村景観計画区域内行為事前協議申請書 | 第1-1号様式 | 事業者が行為を行う前に事前に協議するために提出する書類 |
| 地域協議書 | 第1-2号様式 | 地域(集落)との協議が済んだことを証する書類 |
| 国頭村景観計画区域内行為届出書 | 第2号様式 | 事業者が事前協議を済ませ、正式に協議を申請するために提出する書類 |
| 添付図書 | 任意様式 | 添付図書一覧表参照、書類はA4ファイルに綴ること。 |
| 行為概要書 | 任意様式 | 付近見取図、配置図、建築物等の立面図又は透視図(関係者協議にも使用するものとし、個人のプライバシーや業務上の秘密に関わる詳細情報は掲載しない) |
| 委任状 | 任意様式 | 代理人が手続を行う場合提出する。 |

添付図書一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 縮尺 | 明示すべき事項 | 建築物の新築等 | 建築物の修繕等 | 工作物の新設修繕等 | 開発行為土地の形質の変更 | 木竹の植栽又は伐採 |
| 付近見取図 | 1/2,500以上 | 方位、敷地位置、周囲の状況 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 現況写真 | 　 | 敷地及び敷地の周辺(隣接地、道路)の状況がわかるカラー写真と撮影位置図 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 配置図 | 1/200以上 | 敷地境界、敷地内における建築物、工作物等の位置 | ● | ● | ● | ● | 　 |
| 平面図 | 1/200以上 | 建築物の場合、各階平面(屋上の設備機器の配置を含む) | ● | ○ | ● | 　 | 　 |
| 着色立面図 | 1/200以上 | 各部仕上げ、色彩(マンセル値)、屋上の設備機器、屋外広告物※公衆の視点から視認されない面は省略可 | ● | ● | ● | 　 | 　 |
| 透視図 | 　 | ※規模、形態、意匠が周囲から突出せず、調和することが明らかな場合には省略可 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 現況図 | 1/500以上 | 地形及び植生の状況 | 　 | 　 | 　 | ● | ● |
| 造成計画図 | 1/500以上 | 平面図、断面図、法面仕上図 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 |
| 土地利用計画図 | 1/500以上 | 区域内の土地利用の区分 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 |
| 植栽計画図(伐採計画図) | 1/200以上(規模に応じる) | ※配置図に植栽計画を示すことも可 | ● | ● | ● | ● | ● |
| ●は必須　　　○は変更箇所や変更内容に応じて添付 |

別表第3(第6条関係)

届出対象行為

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる行為 | 対象となる規模 |
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(特定届出対象行為　※1) | ○建築面積10㎡を超える建築に関する行為○上記に該当する建築物のうち、外観の変更にかかる面積が過半となるもの(公衆から視認される面のいずれか) |
| 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（特定届出対象行為　※2） | ○高さ2ｍを超える擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの○高さ4m以上の柱状工作物、煙突、広告塔、電波塔、電柱○高さ4m以上又は300㎡以上のタンク、高架水槽、サイロ、物見塔、プラント、遊戯施設、車庫等○高さ20m以上の送電施設○500㎡以上又は高さ4m以上の発電施設(太陽光パネル、風力発電施設等)○変更範囲が10㎡を超えるもの |
| 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する行為) | ○土地の面積が500㎡を超えるもの若しくは高さ2mを超える法面が生じるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更 | ○土地の面積が500㎡を超えるもの若しくは高さ2mを超える法面が生じるもの |
| 水面の埋め立て又は干拓 | ○すべて |
| 木竹の伐採、植栽 | ○伐採面積が500㎡以上又は幹周90cm以上の樹木の伐採(幹周は原則として高さ130cmの位置で計測する) |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ○堆積の高さが3mを超えるもの又は土地面積が300㎡を超えるもので、堆積の期間が90日以上のもの |
| 特定照明(ライトアップ) | ○専用住宅以外の建築物、工作物、遺跡、記念物等をライトアップするもの |
| ※1　特定届出行為とは、景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます(変更命令)。 |